

令和4年12月第4回八街市議会定例会会議録（第1号）

1. 開議 令和4年12月13日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 木村 由希子
- 2番 小山 昌弘
- 3番 栗林 澄恵
- 4番 木内 文雄
- 5番 新見 準
- 6番 小川 喜敬
- 7番 山田 雅士
- 8番 小澤 孝延
- 10番 小菅 耕二
- 11番 木村 利晴
- 12番 石井 孝昭
- 13番 林 修三
- 14番 山口 孝弘
- 15番 小高 良則
- 16番 加藤 弘
- 17番 京増 藤江
- 18番 丸山 わき子
- 19番 林 政男
- 20番 鈴木 広美

1. 欠席議員は次のとおり

- 9番 角 麻子

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	大木俊行
総務部	長	片岡和久
市民部	長	中込正美
福祉部	長	吉田正明
健康こども部	長	井口安弘

経 済 環 境 部 長 相 川 幸 法
建 設 部 長 市 川 明 男
会 計 管 理 者 渡 邊 洋 一
財 政 課 長 和 田 暢 祥
水 道 課 長 古 西 弘 一

・連絡員

秘 書 広 報 課 長 田 中 和 彦
総 務 課 長 湯 浅 孝 史

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長 加 曾 利 佳 信
教 育 部 長 土 屋 武 志

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長 柿 沼 典 夫

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長 梅 澤 孝 行
副 主 幹 佐 藤 竜 一
主 査 嘉 瀬 順 子
主 査 安 見 里 香
主 任 主 事 今 関 雅

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第1号）

令和4年12月13日（火）午前10時開議

- 日程第1 議席の指定及び変更の件
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 会期の決定
日程第4 常任委員会委員、議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任の件
日程第5 議案の上程
議案第1号から議案第14号
提案理由の説明
日程第6 発議案の上程

発議案第6号から発議案第8号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決

○議長（鈴木広美君）

議会に先立ち申し上げます。

このたび、補欠選挙におきましてご当選されました小山昌弘議員、木村由希子議員、誠にありがとうございます。いち早く議会活動を習得されまして、議員として活躍されることをご期待いたします。

また、北村市長におかれましては、4期目のご当選、誠にありがとうございます。今までの実績を基に、引き続き手腕を発揮されますようご期待申し上げ、お祝いの言葉に代えさせていただきます。

本日、令和4年12月第4回八街市議会定例会は、ここに開会される運びとなりました。

この定例会は、議案14件、発議案3件が提出されることになっております。慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、開会のご挨拶といたします。

ただいまから、令和4年12月第4回八街市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達しておりますので、この定例会は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、令和4年11月11日付で会派改革クラブより、会派規定第8条により会派解散届が提出されました。

次に、令和4年11月11日付で、桜田秀雄議員から議員辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書の規定に基づき、同日付でこれを許可したこと、会議規則第152条第2項の規定により報告いたします。なお、この辞職に伴い、経済建設常任委員会副委員長は辞任となりました。

次に、会議規則第6条により、会派結成届が令和4年11月22日付で、新見準議員を代表とし、木村由希子議員の2名をもって、未来改革やちまたの結成届がありました。

次に、令和4年11月24日付で、誠和会より小山昌弘議員の加入届けがありました。

次に、令和4年11月22日付で、新見準議員より広聴広報特別委員会の辞任の申出があり、同日付でこれを許可いたしました。これにより欠員となった広聴広報特別委員については、本日の日程第4で選任いたします。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、10月24日までに受理した陳情1件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から、9月、10月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項について、6件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配

付しておきました。

次に、地方自治法第104条の規定により、議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

次に、地方自治法第100条第13項及び会議規則第172条の規定に基づく議員派遣について、配付資料のとおり、派遣を行いました。

次に、本日の欠席の届出が角麻子議員よりありました。

以上で報告を終わります。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明または騒ぎ立てることは禁止されております。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

それでは、日程第1、議席の指定及び変更の件についてを議題といたします。

会議規則第4条第2項の規定により、今回当選されました小山昌弘議員、木村由希子議員の議席をそれぞれ議席2番と議席1番に指定いたします。

この議席の指定に伴い、現在ご着席の議席に議席を変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。ただいま申し上げたとおり、議席を変更することに決定いたしました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定に基づき、石井孝昭議員、木村利晴議員を指名いたします。

日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

この件については議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○山口孝弘君

おはようございます。令和4年12月定例会の会期等を協議するため、去る12月5日に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について、ご報告いたします。

12月定例会に上程される案件は、議案14件、発議案3件であります。

次に、一般質問の通告が代表6人、個人9人からありました。

以上の案件を審議するため、12月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から12月27日までの15日間と協議決定いたしました。

この会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます。議会運営委員長の報告といたします。

○議長（鈴木広美君）

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は本日から12月27日までの15日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。会期は15日間に決定いたしました。

日程第4、常任委員会委員、議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任を議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名いたします。文教福祉常任委員会委員に小山昌弘議員を、経済建設常任委員会委員に木村由希子議員を。

次に、未来改革やちまたの会派結成に伴い、八街市議会運営委員会規定第3条により、議会運営委員会委員に新見準議員を、広報広聴特別委員会委員に木村由希子議員を、それぞれ指名いたします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。ただいま指名したとおり、選任することに決定いたしました。

これからしばらく休憩し、経済建設常任委員会を開き、副委員長の互選を行います。経済建設常任委員会委員は第1会議室にお集まりください。しばらく休憩いたします。再開時刻は事務局より連絡いたします。

(休憩 午前10時08分)

(再開 午前10時29分)

○議長（鈴木広美君）

それでは、会議を再開いたします。

報告します。配付しました発議案第8号の字句修正がございましたので、これを修正し、配付いたしました。

次に、経済建設常任委員会の副委員長が決定いたしましたので報告いたします。

経済建設常任委員会副委員長に角麻子議員、以上のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第14号を一括議題といたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第14号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日ここに令和4年12月第4回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用のところ、ご参集いただき誠にありがたく、御礼申し上げます。

お許しをいただきましたので、八街市議会の冒頭、市長就任のご挨拶並びに市政運営に取り

組む所信の一端を申し述べ、議員の皆様、市民の皆様のご理解とご協力をお願いするものでございます。

ご挨拶に先立ち、このたび八街市議会議員補欠選挙において見事当選を果たされました小山議員、木村議員に対して心からお祝いを申し上げます。これからも共によりよい街づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、今後の市政運営にご理解とご協力を賜りますようお願いいたしますとともに、八街市議会の一員として両議員のご活躍を期待いたします。

さて、私はこのたびの市長選挙において、引き続き八街市長として4期目の任に就くことになりました。これまでも市長として3期12年間、八街市のかじ取り役として市政運営を行ってこられましたのも、議員の皆様をはじめ、市民の皆様の温かいご支援、ご協力のおかげでございます。この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げる次第でございます。今回の再選により、改めまして市民の皆様からお預かりさせていただきます今後の4年間の八街市政では、今までの経験を活かし、さらなる八街市の発展に全力を尽くしてまいりたいことを皆様にお誓い申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症がまだまだ収束に至らない状況下において、日々の治療やワクチン接種など、多大なご尽力をいただいております医療従事者の皆様をはじめ、市民生活に欠かすことのできないサービスを継続されているエッセンシャルワーカーの皆様に対しまして心から敬意を表しますとともに、市民の皆様におきましても、円安による輸入品の物価上昇などにより日々の暮らしへの影響が大きくなっており、新たな生活様式に対応した社会生活が徐々に非日常から日常へと移り変わり、市民の皆様が平穏な生活を一日でも早く取り戻せるよう努力してまいりたい所存でございます。

私はこれまでの3期の市長任期中に「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」を将来都市像として、様々な施策や事業を市民の皆様や関係機関と連携協力しながら総合的かつ計画的に推進してまいりましたが、私は市長として、これまで何をやってきたかというよりも、これから何をするのかということが一番重要であると考えております。そして、今回の市長選挙において、私が思い描く理想像は安心して住める街づくりであり、これを念頭に置き、市民の皆様へ8つの政策を進めていくお約束をいたしました。

それでは、私が4期目の市政運営を進めていく中で公約として掲げました8つの政策について、ご説明させていただきます。

まず1つ目は、新型コロナウイルス感染症対策、健康づくりを推進するまちについてでございます。

国は基本的対処方針を改定し、新たな行動制限を行うことなく社会経済活動をできる限り維持することを基本とし、コロナと併存しつつ、平時への移行を慎重に進めていくこととしております。このような状況の中、県では新型コロナウイルス感染症の新規感染者数や病床稼働率等の増加が続いている状況を踏まえ、11月22日から県内全圏域について、フェーズ2Aからフェーズ2Bに引上げ、医療提供体制の強化を図っております。

本市におきましても、10月からオミクロン株対応ワクチンの接種を開始しておりますが、

10月21日には接種間隔が5か月から3か月に短縮されたことにより早期接種が可能となったことから、従来型のワクチン同様、新たなワクチン接種につきましても市民の皆様の生命と暮らしを守るための最優先課題と捉え、希望する全ての市民の皆様の早期接種ができるように接種体制のさらなる強化を図るとともに、感染症拡大防止や相談支援体制の充実を進め、感染症対策と経済活動の両立に向けた取組を機動的かつ弾力的に推進してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症は過去2年、いずれも年末年始に拡大しており、今年の冬は季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症との同時流行が懸念され、これらの流行状況に注意が必要であると言われており、市民の皆様には基本的な感染対策の徹底について、引き続きご協力をお願いいたします。

一方、健康づくりの推進につきましては、全国的な少子高齢化の進展により高齢化が急速に進む中、2025年には団塊の世代が75歳以上となり、本市の人口に占める高齢者の割合が33.9パーセントになると予想されております。このため、医療や介護の負担が一層増すと予想されるなど、超高齢化が及ぼす影響が懸念されていることから、高齢者の健康寿命の延伸は喫緊の課題と捉えております。

また、健康寿命を延ばす上での最大の阻害要因となる生活習慣病は医療費にも大きな影響を与えることから、その予防が心身の健康づくりを推進する上で非常に重要と考えております。病気の早期発見、早期治療は市民の皆様の健康の保持増進につながりますことから、特定健康審査の受診率のさらなる向上を図ってまいりますとともに、高齢者が地域とのつながりを持ち、また高齢者同士が交流を持てる場としての運動教室など、市と地域が連携して様々な地域で開催できるような体制づくりを構築し、さらなる健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

2つ目に、通学路等の市内道路の体系的整備、安全対策の推進でございますが、昨年6月28日に本市で発生した、児童5人が被害に遭った大変痛ましい事故は決して忘れることができない、また忘れてはいけないという強い思いがございます。本市において、二度と尊い子どもたちの命が奪われるという悲惨な交通事故が起こることのないよう、引き続き通学路や幹線道路、生活道路等の市内一円の道路整備と併せまして、子どもたちや車を運転する全てのドライバーの交通安全意識の徹底に全力で取り組んでまいります。

また、事故の原因となった飲酒運転につきましては重大事故に直結する大変悪質かつ危険な行為ですが、残念ながら、いまだに違反者が後を絶ちません。今後も飲酒運転の根絶に向けて、市民の皆様と一丸となって取り組んでまいり所存ですので、改めまして「飲酒運転をしない、させない、許さない」という飲酒運転根絶の機運の醸成を図り、ドライバーの交通マナーの向上に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

今後も市民の皆様と力を合わせ、八街市の未来を担う子どもたちが安全で安心して通学できる街づくりを着実に進めてまいります。

3つ目に、子育て支援のさらなる充実、出産支援事業の拡大についてですが、全国的な人口減少、少子高齢化の問題に加えて、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭

の増加など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもと子育て家庭を社会全体で支援していくことが必要となっています。

私は市長に就任してから常に子育て支援の充実を掲げ、「子どもがいつも輝いて明るく健やかに育つまち」という、八街市子ども・子育て支援事業計画に掲げる基本理念の下、本市の未来を担う子どもたちや若い子育て世代を支援してまいりました。

今後も妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、切れ目なく相談支援を提供するワンストップ拠点とも言える子育て世代包括支援センター「にじいろ」のさらなる充実に取り組み、母子保健と子育て支援の両面からなる多様な支援を行ってまいります。

さらに、産科のない本市にあって、妊婦が市外での出産や健診に行っている状況を鑑み、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、出産や健診時にかかる交通費の一部を補助する、子育て世代への新たな支援策を進めてまいります。

また、コロナ禍が長期化する中で、虐待等の件数が増加傾向となっております。これに加え、本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもたち、いわゆるヤングケアラー問題に対し、関係機関と連携して包括的に支援する体制の強化を図ってまいります。

子どもが子どもらしく過ごせるように、子どもたちの健やかな育ちと子育てを支援していくことは、将来の八街市の担い手の育成の基礎をなす未来への大切な投資であり、子育て支援を一層充実させ、子どもを産み育てやすい街づくりを目指してまいります。

4つ目に、誰もが乗りやすい地域公共交通の確立についてですが、現在、本市ではふれあいバスが市内4路線で運行しているほか、免許を返納した高齢者の外出を支援することを目的とした高齢者外出支援タクシー制度を導入しております。しかしながら、ふれあいバスなどの定時定路線のバス交通では運行コースが決まっており、運行コースから外れた場所にお住まいの方が利用しにくい点や、交通空白地域が市内に点在することなどから、この解消が課題となっております。一方、高齢者外出支援タクシーは市街地から離れた場所にお住まいの方の利用料金が高額となるなど、住まわれている地域によって使いづらい制度となっております。いずれの交通機関もメリット、デメリットがあり、全ての市民の皆様に満足していただける公共交通とすることはなかなか難しいものとなっております。

このため、八街市地域公共交通計画では、施策として移動ニーズに応じた外出支援施策の見直し、導入を考え、現在実施している高齢者外出支援タクシー制度について、地域の実情に即した公共交通システムの実現の可能性の検討を行い、民間路線バスやふれあいバスでは運行が難しい市内の交通空白地帯を解消するとともに、持続可能な公共交通体系として構築することを基本方針に掲げ、高齢者のみならず、全ての市民の方にご利用いただける新たな公共交通としてデマンド型乗合タクシーの実証実験を令和5年10月より市内全域を対象区域として開始し、誰もが乗りやすい地域公共交通の確立を目指してまいります。

5つ目に、教育環境のさらなる整備、郷土資料館の再興についてですが、災害時の重要な避難施設となっております小・中学校の屋内運動場につきましては、避難される子どもから高

年齢の方までが利用しやすいように、全ての小・中学校の屋内運動場のトイレについて、昨年度までに和式から洋式への交換が完了いたしました。

しかしながら、小・中学校校舎内のトイレにつきましては、いまだ和式トイレが主となっており、昨今の生活様式の変化に伴い、和式便器を利用できない子どもが増えている状況を鑑み、子どもたちがトイレを我慢することなく利用できるよう、全ての小・中学校トイレの洋式化に取り組んでまいります。

さらに、教育施設に関しましては、既存照明器具をLED照明器具に取り替えるLED化を図ることで、教育環境の改善に加えて、大幅な省エネ対策、ランニングコストやCO₂の削減に努めてまいります。

また、物価高騰の影響により経済的負担が増している子育て世帯への新たな支援策として、多子世帯の保護者の教育に係る経済的負担軽減のため、市内小・中学校に通う第3子以降の子どもの給食費の無償化の実現に取り組んでまいります。

そのほか、郷土資料館につきましては、台風被害により令和2年にやむなく施設を解体してから、現在は中央公民館内で仮展示を行っております。郷土資料館は本市の考古・民俗・歴史など、大変貴重な資料を収集・保存・展示する重要な施設であることから、今後は最適な機能、規模及び立地条件などを勘案し、郷土資料館の再興に向けて慎重に進めてまいります。

6つ目に、農業・商工業等の活性化ですが、皆様ご存じのとおり、本市の基幹産業は農業でございます。しかしながら、人口減少、少子高齢化の進展により農業従事者も高齢化が進み、農業の担い手不足が大きな課題となっております。そこで、本市での持続可能な農業を目指すため、農業を牽引する経営体の育成に注力し、新規就農者へのさらなる支援に努めてまいります。

これらに加えて、スマート農業の推進、新たな農作物のブランド化など、農業従事者の所得の確保、拡大を図るため、より一層の活性化に向けた支援に取り組んでまいります。

また、これまでも総理へのトップセールスなど、日本一の八街産落花生のPRに努めてまいりましたが、引き続き本市の特産品につきまして、様々な機会を捉えて積極的に情報発信してまいります。

新たな経済対策として、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内経済の活性化を図ることを目的として販売しておりました八街プレミアム付商品券につきましては、おかげさまで用意いたしました4万冊、額面で5億2千万円分の商品券が全て完売いたしました。今後、市民の個人消費の拡大による市内経済への波及効果が現れるものと期待しております。

そのほか、9月に開催され、大盛況に終わりましたラーメン祭ですが、このような民間主導による取組などは地域経済にも好循環をもたらし、まちの活性化につながるものであります。賑わいのある街づくりを進めていくためには、今後も商工会議所との連携を一層強化し、公民一体となった取組を積極的に取り入れながら、商工業のさらなる推進を図るとともに、市外の方からも何度でも訪れたいと思っただけのような魅力ある街づくりを進め

てまいります。

7つ目に、防災減災対策の推進、防災拠点の充実ですが、近年、地球温暖化の影響とも言われております自然災害が激甚化、頻発化しており、市内でも集中豪雨による冠水箇所の発生が増加しております。このことから、雨水を一時的にためて雨水の流出量を調整し、被害の発生を防止するため、気候変動の影響を考慮した調整池の計画的な整備を進め、市民の生命と財産を守り、安全で安心な街づくりを進めます。

また、東日本大震災や令和元年度の台風15号、19号などの大規模自然災害の発生により、近年、市民の防災に対する意識が高まってきており、地域での助け合いを目的とする自主防災組織の設立支援にも引き続き取り組んでまいります。

なお、防災拠点となる市役所庁舎におきましては、本庁舎の耐震補強工事が完了し、現在は老朽化した受水槽を、耐震性に優れ、災害時にも給水が可能となる受水槽に更新するなど、防災拠点のさらなる充実を図っており、今後も地域や関係団体と協力しながら災害に強い街づくりを推進してまいります。

そのほか、八街消防署南部出張所につきましては、老朽化した庁舎の建て替えがようやく完了いたしまして、さらなる災害対応力の強化が図られるものと期待しております。

最後に、高齢者と障がい者福祉の充実、地域福祉の推進でございますが、我が国の少子高齢化は他の先進国に例を見ないスピードで進行しており、2005年から2030年にかけての65歳以上の高齢者人口は1千万人以上、率にして40パーセント以上と増える一方で、それを支える15歳から64歳までの人口は約1千700万人、率にして20パーセント以上減るものと推計されております。このため、担い手人口の大幅な減少は避けられない中で、今後増加し続ける高齢者に対する福祉を支えていかなければなりません。

同時に、高齢者のひとり暮らし世帯の数は、2005年の387万世帯から、2030年には717万世帯と、2倍近くに増加すると推定されており、生活リスクに対して脆弱な世帯が増加することから、将来的には公的な福祉サービスだけでは高齢者や障がい者への支援をカバーすることが困難になるものと予想されております。このため、地域で暮らす人々が障がいの有無、年齢などに関係なく、お互いに助け合い、支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域共生社会を築いていく必要があります。

現在、行政と住民が一体となり、地域福祉のために必要となる施策及び体制づくりなどについて総合的に計画することを目的として、八街市地域福祉計画の策定に取り組んでおります。急速に進む少子高齢化の進展により核家族化や単身者世帯が増加する中、人と人とのつながりの希薄化が進み、地域コミュニティーの維持や存続が危ぶまれる中、地域における助け合いの機能が衰退してきている今日において、高齢者や障がい者に生きがいを持って、安心して元気に暮らせる社会を目指して、地域での支え合いと理解による生きがいづくりと居場所づくりを着実に進めてまいります。

現在の市制を取り巻く環境も、新型コロナウイルス感染症の影響の拡大や少子高齢化の進展により大きく変化してまいります。私はこれからも様々な機会を通して市民の皆様のご意

見を拝聴し、一人ひとりの市民の声を大切にしたい市民のための街づくりに全身全霊をもって取り組んでまいり所存ですので、今後ともさらなるご理解とご協力をお願い申し上げ、私の所信とさせていただきます。

続きまして、本定例会に提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

本定例会に提案いたします案件は、条例9件、令和4年度八街市一般会計補正予算、令和4年度八街市国民健康保険特別会計補正予算、令和4年度八街市介護保険特別会計補正予算、令和4年度八街市下水道事業会計補正予算、令和4年度八街市水道事業会計補正予算の計14議案でございます。

それでは、各議案ごとにご説明いたします。

議案第1号は、八街市行政不服審査法施行条例の制定についてでございます。

これは、個人情報保護制度、公文書公開制度及び行政不服審査制度において、それぞれの審査会を置き、審査請求の事案をご審議いただいていたところではありますが、非開示の個人情報と非公開の公文書との考え方に共通性がある上、いずれの審査請求も行政不服審査法に基づく審査請求であることから、これらの審査会を統合することにより、より整合性の取れた判断ができるようにするため、本条例を制定するものであります。

議案第2号は、八街市公文書公開条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、公文書の公開を請求できる者の範囲を拡大し、誰でも公文書の公開を請求できるようにすることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、八街市個人情報保護法施行条例の制定についてでございます。

これは、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールが定められたことにより、本条例を制定するものであります。

議案第4号は、八街市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、地方公務員法等の改正を踏まえ、職員の定年を65歳に引き上げるとともに、管理監督職務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務職員制を導入するほか、60歳以降の職員に適用される任用及び給与等の必要な情報の提供や意思確認をすることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

これは、改正地方公務員法の条ずれへの対応や、60歳以降の給料の額を60歳到達日に受けていた給料の7割に設定することなどにより、本条例を制定するものであります。

議案第6号は、八街市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてでございます。

これは、高齢層職員勤務形態の選択肢を広げることで、加齢による肉体的・精神的な面を考慮するほか、家庭の事情や地域活動への従事に対応できるようにするため、55歳以上の職員を対象に、部分休業の取得制度を導入するにあたり、本条例を制定するものであります。

議案第7号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の

採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、本年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に鑑み、公民較差を縮め、本市職員の給与を適正基準に保つため、今年度の給与水準を4月に遡及して改定し、勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第8号は、八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてでございます。

これは、本市において市民サービス向上のため、各種手続の電子化を進めるにあたり、本条例を制定するものであります。

議案第9号は、八街市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、三区北中道子どもの遊び場に設置していた八街児童クラブの移転により、同遊び場を利用する児童がない上、利用にあたり安全を確保できる環境にないことから、同遊び場を廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、令和4年度八街市一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

この補正予算は、人事院勧告の実施等に伴う勤勉手当の支給割合の増加や、人事異動等に伴う職員給料、手当等の人件費の増額調整をしたほか、世界的なエネルギー価格の高騰等によって直接的な影響を受けている施設等の燃料費、光熱水費の予算の増額、上水道事業営業対策費補助金額の算定額決定に伴う増額、図書館の消火設備更新工事や学校給食センター第2調理場の熱風送風機改修工事を行う予算の計上などにより、既定の予算に2億1千326万円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億2千67万9千円とするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金が9千499万2千円の減、寄附金が2千16万1千円の増、繰入金が2千457万6千円の増、繰越金が2億4千573万2千円の増でございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費が3千128万1千円の減、民生費が8千760万6千円の増、衛生費が4千357万1千円の増、商工費が9千444万7千円の減、教育費が1億9千2万6千円の増でございます。

繰越明許費につきましては、道路等管理費、図書館整備事業費、調理場維持管理費の3件を追加するものでございます。

債務負担行為につきましては、業務委託に関するもの、物品等の賃借に関するもの、印刷業務に関するものなど、78件を追加するものでございます。

地方債の状況につきましては、市債発行額として12月補正予算では建設地方債が720万円の増額となり、補正後の額が24億8千520万円となり、市債残高としては令和4年度の市債残高が192億2千903万7千円となる見込みであり、令和3年度末残高と比較すると12億162万5千円増額する見込みでございます。

財政調整基金残高の状況につきましては、12月補正予算では財政調整基金からの繰入額を1千838万1千円増額することにより、令和4年度末の財政調整基金残高は20億5千8

7万8千円となる見込みであり、令和3年度末残高と比較すると1億2千953万5千円を減額する見込みでございます。

議案第11号は、令和4年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に3億1千193万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を8億7千555万6千円とするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、県支出金が2億9千205万2千円の増でございます。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費が2億9千205万2千円の増でございます。

債務負担行為につきましては、診療報酬明細書点検業務国保連合会連携用パソコンの賃借を追加するものでございます。

議案第12号は、令和4年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に2億1千444万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を5億1千830万7千1千円とするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金が6千103万8千円の増、県支出金が5千127万4千円の増、繰入金が1億209万7千円の増でございます。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費が2億1千376万7千円の増でございます。

債務負担行為につきましては、おむつ支給業務を追加するものでございます。

議案第13号は、令和4年度八街市下水道事業会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、収益的支出につきまして、既定の予算に66万5千円を増額し、総額を7億1千278万8千円とするものでございます。

資本的支出につきましては、既定の予算に1万3千円を増額し、総額を4億2千99万3千円とするものでございます。

債務負担行為につきましては、下水道汚泥中間処理業務、公共下水道維持管理業務、大池調整池維持管理業務、マンホールポンプ緊急通報装置保守業務、下水道使用料収納業務を設定するものでございます。

議案第14号は、令和4年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、収益的収入につきまして、既定の予算に2千63万2千円を増額し、総額を1億2千350万5千4千円とするものでございます。

収益的支出につきましては、既定の予算に1千464万7千円を増額し、総額を10億3千573万7千円とするものでございます。

資本的支出につきましては、既定の予算に11万2千円を増額し、総額を4億5千295万1千円とするものでございます。

債務負担行為につきましては、上水道水質検査業務、消毒用次亜塩素酸ナトリウム購入、給配水管等修繕業務、漏水調査業務、上水道料金収納業務、工事作業用車輛購入を追加するものでございます。

以上、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

以上で提案理由の説明を終了いたします。

次に、日程第6、発議案の上程を行います。

発議案第6号から発議案第8号を一括議題とし、討論及び採決は分割して行いたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

最初に、発議案第6号及び第7号の提案理由の説明を求めます。

○小澤孝延君

おはようございます。9月定例会において、学校給食費の無償化を求める請願の審査にあたり、請願者の意見陳述、委員間討議を行い、文教福祉常任委員会として県や国に対して意見書を提出する方向で検討することを前提に、全員賛成の下、趣旨採択と決定し、本会議におきましても、全ての議員のご賛同をいただきまして趣旨採択と決定いたしました。そこで、八街市議会として、国及び県に意見書を提出しようとする発議案2件を提案いたします。

発議案第6号は、学校給食費の無償化を求める意見書の提出についてでございます。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和4年12月13日提出。

八街市議会議長、鈴木広美様。

提出者は、八街市議会議員、私、小澤孝延。

賛成者は、八街市議会議員、木内文雄議員、同じく京増藤江議員、同じく小高良則議員、同じく林修三議員、同じく木村利晴議員でございます。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

学校給食費の無償化を求める意見書（案）。

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきました。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっています。食育という教育を行うにあたり、地域を理解することや地元食文化の継承、自然の恵みなどを理解することは重要です。学校給食は、「生きた教材・食の教科書」として、教育活動の一環に位置付けられています。

平成29年度「学校給食費の無償化等の実施状況」及び「完全給食の実施状況」の調査結果によると、1千740自治体のうち、何らかの形で無償化や一部補助を実施しているのは、506自治体であり、そのうち小学校、中学校ともに無償化しているのは76自治体にとどまっています。

財政力等による個々の自治体の判断ではなく、国の関与が不可欠です。

よって、国におかれましては、学校給食費無償化の実施のため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望いたします。

1、国の財政負担による学校給食費無償化を迅速に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月。

八街市議会議長、鈴木広美。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣宛てでございます。

次に、発議案第7号について、説明いたします。

発議案第7号、学校給食費の無償化を求める意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和4年12月13日提出。

八街市議会議長、鈴木広美様。

提出者は、八街市議会議員、私、小澤孝延。

賛成者は、八街市議会議員、木内文雄議員、同じく京増藤江議員、同じく小高良則議員、同じく林修三議員、同じく木村利晴議員でございます。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

学校給食費の無償化を求める意見書（案）。

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきました。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっています。食育という教育を行うにあたり、地域を理解することや地元食文化の継承、自然の恵みなどを理解することは重要です。学校給食は、「生きた教材・食の教科書」として、教育活動の一環に位置付けられています。

平成29年度「学校給食費の無償化等の実施状況」及び「完全給食の実施状況」の調査結果によると、1千740自治体のうち、何らかの形で無償化や一部補助を実施しているのは、506自治体であり、そのうち小学校、中学校ともに無償化しているのは76自治体にとどまっています。

財政力等による個々の自治体の判断ではなく、国の関与が不可欠です。

よって、県におかれましては、学校給食費無償化の実施のため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

1、国の財政支援を含め、学校給食費無償化を迅速に実施するよう国へ要望すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月。

八街市議会議長、鈴木広美。

千葉県知事宛てでございます。

以上で、発議案第6号、発議案第7号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、文教福祉常任委員会では、本発議案が可決されましたら、市におきましても、国・県

からの財政支援を含め、学校給食費の無償化を迅速に実施するよう、市長及び教育長宛てに要望書を提出する予定でございます。

○議長（鈴木広美君）

次に、発議案第8号の提案理由の説明を求めます。

○山田雅士君

昨今の各種資材や燃料費などの高騰は、本市の基幹産業である農業や中小企業などの事業継続に非常に大きな影響を及ぼしていることから、当委員会ではこれらの事業者などに対する支援の意見書を国に提出すべく、協議を重ねてまいりました。

そこで、八街市議会として本意見書を提出したく、本日、上程するものでございます。

それでは、発議案第8号について、ご説明いたします。

発議案第8号、持続可能な農業・中小企業等事業継続のための支援充実に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和4年12月13日提出。

八街市議会議長、鈴木広美様。

提出者は、八街市議会議員、私、山田雅士。

賛成者は、八街市議会議員、加藤弘議員、同じく山口孝弘議員、同じく小菅耕二議員、同じく角麻子議員でございます。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

持続可能な農業・中小企業等事業継続のための支援充実に関する意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症による国民生活や経済への影響が続く中、ロシアによるウクライナ侵攻により、世界的に燃油及び農業資材価格が高騰するなど、農業・中小企業等を取り巻く環境は、これまでになく大変厳しい状況になっています。

本市の基幹産業である農業や中小企業等においても、各種資材や燃料費等の高騰の影響が非常に大きく、これまでになく危機的な状況が危惧されています。

加えて、原油価格・物価高騰等の鎮静化が見通せないことから、影響が長期間にわたることも懸念されています。

よって、本市の農業者や中小企業者などに及ぼす影響を最小限にとどめるため、下記事項について迅速かつ的確な対策を講じられるよう、要望いたします。

1、原油等の価格動向とその影響を注視するとともに、状況の変化に応じて、迅速かつ機動的な追加施策を講じるなど、実効性のある対策を速やかに講じ、経営の安定化を図るため、農業者・中小企業者等への支援強化を図ること。

2、農業者等の経営安定のため、肥料・資材価格高騰に対する恒久的な対策の創設、配合飼料や燃油の価格高騰対策等の制度拡充を図ること。

3、中小企業対策として、原材料高騰・人件費増などへの機動的な政策の早期実現を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年12月。

八街市議会議長、鈴木広美。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣宛てでございます。

以上で、発議案第8号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

お諮りします。

ただいま議題となっております発議案第6号から第8号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

これから質疑を行います。

最初に、発議案第6号及び発議案第7号についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑がなければ、これで発議案第6号及び発議案第7号の質疑を終了いたします。

次に、発議案第8号についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑がなければ、これで発議案第8号の質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

最初に、発議案第6号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで発議案第6号の討論を終了いたします。

次に、発議案第7号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで発議案第7号の討論を終了いたします。

次に、発議案第8号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで発議案第8号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。

発議案第6号、学校給食費の無償化を国に求める意見書の国への提出についてを採決いたします。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。発議案第6号は原案のとおり可決されました。

発議案第7号、学校給食費の無償化を県に求める意見書の県への提出についてを採決いたします。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。発議案第7号は原案のとおり可決されました。

発議案第8号、持続可能な農業・中小企業等事業継続のための支援充実に関する意見書の提出についてを採決いたします。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。発議案第8号は原案のとおり可決されました。

本日の会議はこれで終了いたします。

明日12月14日は午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様申し上げます。12月19日に議案に対する質疑を予定しておりますので、質疑のある方は12月15日、午後1時までには通告書を提出するよう、お願いいたします。なお、所属する常任委員会の所管する議案については質疑を避けるよう、お願いいたします。

この後、議会報告会の資料作成のため写真撮影を行いますので、議員の皆様は自席にてお待ちください。写真撮影終了後、議会運営委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。議会運営委員会終了後、広聴広報特別委員会を開催しますので、関係する議員の皆様は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時22分)

○本日の会議に付した事件

1. 議席の指定及び変更の件
2. 会議録署名議員の指名
3. 会期の決定
4. 常任委員会委員、議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任の件
5. 議案の上程
議案第1号から議案第14号
提案理由の説明
6. 発議案の上程
発議案第6号から発議案第8号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決

-
- 議案第1号 八街市行政不服審査法施行条例の制定について
議案第2号 八街市公文書公開条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号 八街市個人情報保護法施行条例の制定について
議案第4号 八街市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第6号 八街市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
議案第7号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号 八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について
議案第9号 八街市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号 令和4年度八街市一般会計補正予算について
議案第11号 令和4年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
議案第12号 令和4年度八街市介護保険特別会計補正予算について
議案第13号 令和4年度八街市下水道事業会計補正予算について
議案第14号 令和4年度八街市水道事業会計補正予算について
発議案第6号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出について
発議案第7号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出について
発議案第8号 持続可能な農業・中小企業等事業継続のための支援充実に関する意見書の提出について